

第24 総合操作盤（規則第12条、平成16年告示第7号及び第8号関係）

1 用語の意義

(1) 防災監視場所

防火対象物内の防災センター（規則第12条第1項第8号に規定するものをいう。）、中央管理室（建基令第20条の2第2号に規定する中央管理室をいう。以下同じ。）、守衛室及びこれらに類する場所であって総合操作盤が設置されているものをいう。

(2) 副防災監視場所

防火対象物内の防災監視場所のうち、当該防火対象物の部分（防火対象物の部分のうち、用途、管理区分等が同一である一団の部分を含む。）に設置されている消防用設備等に係る総合操作盤が設置されている場所（防災管理を行うために一定の時間帯のみ人が常駐するものを含む。）をいう。

(3) 監視場所

防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物と同一敷地内にある場所をいう。

(4) 遠隔監視場所

防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物の敷地外にある場所（警備会社その他の場所を含む。）をいう。

(5) 防災設備等

排煙設備（消防用設備等以外のものに限る。）、非常用の照明装置、非常用エレベーターその他これらに類する防災のための設備をいう。

(6) 一般設備

電力設備、給排水設備、空気調和設備その他のビル管理設備をいう。

(7) 防災要員

防災監視場所において、総合操作盤により、消防用設備等の監視、操作等に従事する者（警備業者その他の委託を受けた者を含む。）をいう。

2 構造及び機能等

(1) 規則第12条第1項第8号に規定する総合操作盤は、認定品とすること。●

(2) 自動火災報知設備の受信機の機能が組み込まれているか、又は受信機の機能を有していること。

(3) 総合操作盤に附置される予備電源又は非常電源の容量は、おおむね2時間以上、複数の消防用設備等の監視、制御等を行うことができるものとする。

なお、総合操作盤以外の部分（例えば、屋内消火栓設備のポンプ、自動火災報知設備の地区音響装置等）の火災の感知、避難誘導、消防用設備等の監視・制御等に係る部分については、火災時等に所要の活動等を行うために必要な時間有効に作動できる容量とすることが望ましいこと。

(4) 「総合操作盤の基準」（平成16年告示第7号。以下「告示第7号」という。）に規定されていない設備等のシンボルマーク等については、告示第7号別表第一で規定されている設備項目ごとのシンボル等と紛らわしくないものであれば、使用して差し支えないが、シンボルの意味する内容がわかるように措置すること。

なお、この場合において（一社）日本火災報知機工業会が「CRT等における防災設備等のシンボル運用基準」を定めているので、当該運用基準によるシンボルマーク等を用いることが望ましいこと。

(5) 警報音又は音声警報音は、システム異常を示す警報と各消防用設備等の作動等の警報との区分、消防用設備等ごとの区分が明確となるよう、音声、鳴動方法等を適切に設定すること。

(6) 操作スイッチについては、当該防火対象物に設置される消防用設備等の設置状況や使用頻度、操作パネルの構造等により、1対1対応の個別式、テンキーとスイッチの組合せ方式、CRTのライトペンやタッチパネル

方式等の中から適切なものを選択すること。

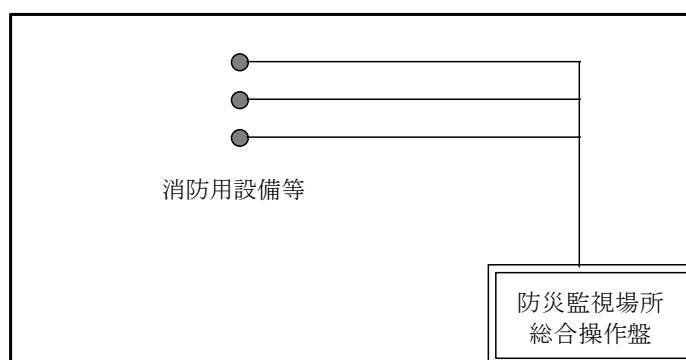
(7) システム構成要素の異常及び故障が全体機能の障害につながる可能性があるため、電源、CPU等の機能分散を図ったハード構成、フェイルセーフを考慮した機能設定、自己診断機能等による異常や故障の早期発見、システム判断、ユニット交換等の方法により設置されていること。

(8) 消防隊への情報提供が円滑に行えとともに、CRT等の表示が容易に理解できるよう設計されていること。

なお、消防隊到着後においても原則として、総合操作盤に係る操作については、消防隊の指示により防災要員が行うこと。

3 設置場所等

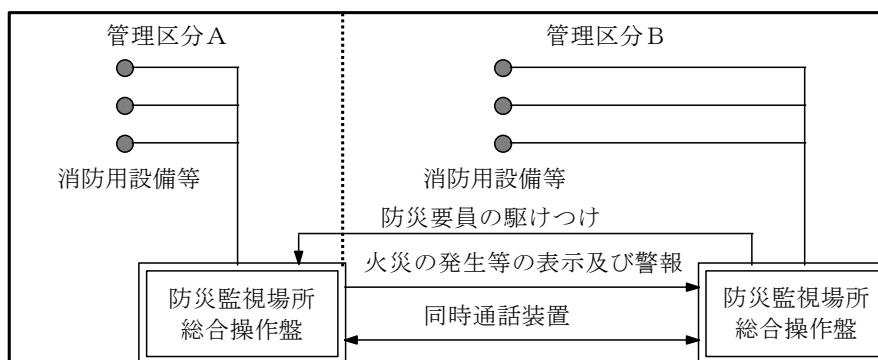
消防用設備等に係る監視、操作等は、当該消防用設備等を設置している防火対象物の常時人がいる防災監視場所に総合操作盤を設置して行うものとする。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、この限りでない。



第 24-1 図 防災監視場所のイメージ図

(1) 副防災監視場所

副防災監視場所において、当該防火対象物の部分に設置されている消防用設備等の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該部分の火災発生時に必要な措置が次に掲げる要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物の部分に設置されている消防用設備等に係る監視、操作等を副防災監視場所において行うことができること。



第 24-2 図 副防災監視場所のイメージ図

ア 副防災監視場所に、当該場所において監視、操作等を行う消防用設備等の総合操作盤が設けられていること。

イ 防火対象物の防災監視場所（常時人がいるものに限る。以下(1)において同じ。）に、総合操作盤が設置されていること。ただし、副防災監視場所に、当該防火対象物の部分に設置されている消防用設備等の総合操作盤が前アにより設けられている場合にあつては、防災監視場所に設置される総合操作盤に、当該防火対象物の部分における火災の発生を表示（火災発生に係る代表表示）及び警報することで足りることとする。

ウ 防災監視場所と副防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。

エ 次に掲げる防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画が作成されていること。

(ア) 防災監視場所と副防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

(イ) 副防災監視場所が無人となった場合における管理体制

(ウ) 副防災監視場所において監視している部分で火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

オ 防災監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。

(ア) 火災発生時において所要の措置を講じることができる要員（令第4条の2の8第3項各号のいずれかに掲げる者。以下「防災センター要員」という。）が確保されていること。

(イ) 防災監視場所に設置されている総合操作盤により副防災監視場所が監視、操作等を行っている消防用設備等の監視、操作を行うことができない場合には、速やかに、当該防火対象物の防災監視場所の防災センター要員が副防災監視場所に到着できること。

なお、この場合の防火管理体制については、「高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアルについて」（平成3年5月14日付け消防予第98号。以下「防火管理体制指導マニュアル」という。「別紙1」参照）に準じた実効ある体制を確保するものであること。

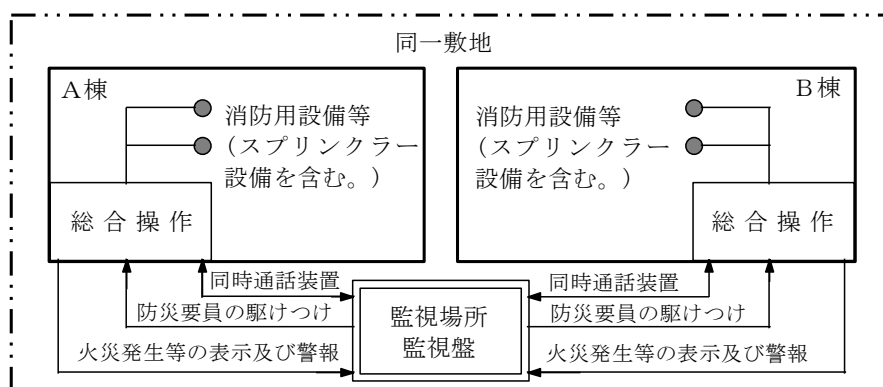
また、防火管理体制指導マニュアル7(2)の検証方法を行うことができない場合は、別紙2の「出火区画等での各対応事項所要時間」を参考とし、各対応事項の所要時間を算定すること。

カ 消防用設備等の操作が防災監視場所及び副防災監視場所の双方において行うことができる場合については、当該操作時点における操作の優先権を有する場所を明確に表示すること。

キ 前アからカまでに掲げるほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、副防災監視場所の状況並びに防火管理体制の状況に応じ、火災発生時に必要な措置が講じられていること。

(2) 監視場所

監視場所において、防火対象物に設置されている消防用設備等の監視を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置が次に掲げる要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を監視場所において行うことができること。



第 24-3 図 監視場所のイメージ図

ア 監視場所において監視等を行う防火対象物（以下「監視対象物」という。）の防災監視場所には、総合操

作盤が設置されていること。

なお、令第8条の規定による区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を一の監視対象とすること。この場合において一の監視対象物の監視等は、一の監視場所において行うこと。

イ 監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。ただし、監視対象物が10階以下の非特定用途防火対象物であって、火気の使用がなく、多量の可燃物が存置されていない場合等、当該監視対象物の位置、構造、設備等の状況から、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認められる場合にあつては、この限りでない。

なお、次に掲げる部分については、スプリンクラー設備が設置されているものとして取り扱って差し支えないこと。

- (ア) 規則第13条第3項に掲げるスプリンクラーヘッドを設置することを要しない部分（規則第13条第3項第11号及び第12号に掲げる部分を除く。）
- (イ) 令第12条に定める技術上の基準により、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設置されている部分
- (ウ) 令第12条に定める技術上の基準により、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備が設置されている部分
- (エ) 令第13条から令第18条までに定める技術上の基準により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている部分

ウ 監視対象物が備えるべき要件は、次によること。

- (ア) 監視場所は、敷地内の監視対象物に対し円滑な対応ができ、かつ、消防隊が容易に接近できる位置とすること。
- (イ) 監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うための監視盤（以下「監視盤」という。）が設置されていること。
- (ウ) 監視盤は、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うために、消防用設備等ごとに告示第7号第5及び第6に規定する表示及び警報ができる機能を有すること。ただし、監視対象物に設置されている総合操作盤から移報されるものなど、監視対象物における火災の発生等を的確に把握できる場合にあつては、当該事項に係る表示及び警報で足りることとする。

エ 監視場所と監視対象物の防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。

オ 監視対象物において火災が発生した場合における次に掲げる必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画が作成されていること。

- (ア) 監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等
- (イ) 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制
- (ウ) 監視対象物において、火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導）

カ 監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。

- (ア) 監視対象物の火災発生時において、所要の措置を講じることができる防災センター要員が確保されていること。
- (イ) 監視場所の防災センター要員が、速やかに監視対象物の防災監視場所に到着できること。

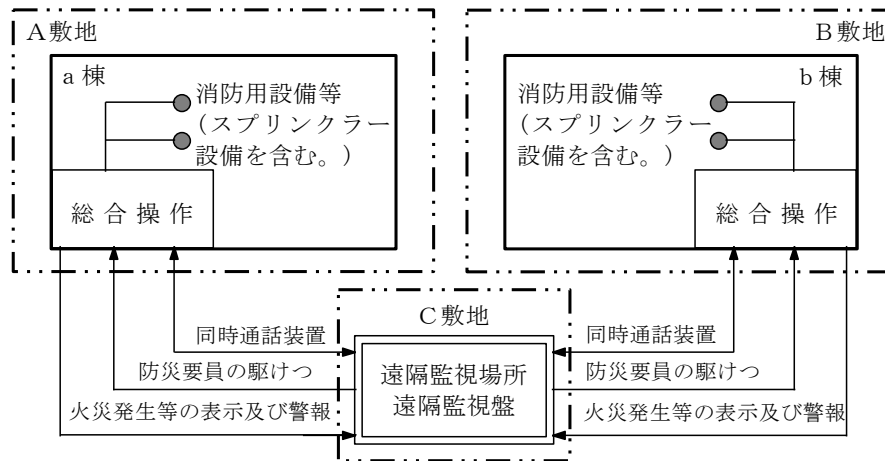
なお、この場合の防火管理体制については、防火管理体制指導マニュアルに準じた実効ある体制を確保するものであること。

また、防火管理体制指導マニュアル7(2)の検証方法を行うことができない場合は、別紙2の「出火区画等での各対応事項所要時間」を参考とし、各対応事項の所要時間を算定すること。

キ 前アからカまでに掲げるほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、防災監視場所の状況並びに防火管理体制の状況から判断し、火災発生時に必要な措置が講じられていること。

(3) 遠隔監視場所

遠隔監視場所において、防火対象物に設置されている消防用設備等の監視を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置が次に掲げる要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を遠隔監視場所において行うことができる。



第 24-4 図 遠隔監視場所のイメージ図

ア 遠隔監視場所において監視等を行う防火対象物（以下「遠隔監視対象物」という。）の防災監視場所には、総合操作盤が設置されていること。

なお、令第 8 条の規定による区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を一の監視対象とすること。この場合において一の遠隔監視対象物の監視等は、一の遠隔監視場所において行うこと。

イ 遠隔監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。

なお、(2)イ(ア)から(エ)までに掲げる部分については、スプリンクラー設備が設置されているものとして取り扱って差し支えないこと。

ウ 遠隔監視場所が備えるべき要件は次によること。

(ア) 遠隔監視場所には、遠隔監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うための監視盤（以下「遠隔監視盤」という。）が設置されていること。

(イ) 遠隔監視盤は、遠隔監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うために、消防用設備等ごとに告示第 7 号第 5 及び第 6 に規定する表示及び警報ができる機能を有すること。ただし、遠隔監視対象物に設置されている総合操作盤から移報される火災が発生した旨及び発生場所に係る情報を受信できる機能を有するものなど、遠隔監視対象物における火災の発生等を的確に把握できる場合にあっては、当該事項に係る表示及び警報で足りることとする。

エ 遠隔監視場所と遠隔監視対象物の防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。

オ 遠隔監視対象物において火災が発生した場合における次に掲げる必要な措置を含む所要の計画が作成されていること。

(ア) 遠隔監視場所と遠隔監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

(イ) 遠隔監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制（遠隔監視対象物が夜間、休日

(店舗等が存するものにあつては、当該店舗等が営業していない時間帯)等で無人となる時間帯に限る。)

(ウ) 遠隔監視対象物において、火災が発生した場合の火災確認(駆けつけ方法)、初期対応(通報連絡、避難誘導)

カ 遠隔監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。

(ア) 遠隔監視対象物の火災発生時において、所要の措置を講じることができる防災センター要員が確保されていること。

(イ) 遠隔監視場所の防災センター要員が速やかに遠隔監視対象物の防災監視場所に到着できること。

なお、遠隔監視対象物の防災監視場所には、一定時間以内に遠隔監視場所の防災センター要員が到着できることが必要とされるが、この場合における防火管理体制等については、「遠隔監視システム等における火災通報の取扱い」(昭和62年8月10日付け消防予第134号。「別紙3」参照)、「遠隔移報等に関する要綱」(平成元年4月26日制定。「別紙4」参照)及び「遠隔移報等に関する要綱の運用について」(平成元年4月26日付け消予第8号。「別紙5」参照)に準じて実効性のある体制が確保されていること。

キ 前アからカまでに掲げるほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、防災監視場所の状況並びに防火管理体制の状況から判断し、火災発生時に必要な措置が講じられていること。

4 その他

防火対象物の用途、管理形態、区画の状況等を踏まえ、一の防火対象物の火災関連情報を複数の総合操作盤により、監視、制御するシステムで、火災監視及び火災制御機能を複数の総合操作盤に機能を分散させているもの(一の総合操作盤の監視及び制御範囲が規則第12条第1項第8号(消防長が指定するものにあつては、「消防法施行規則第12条第1項第8号ハに規定する防火対象物の指定」(平成19年3月23日安全管理局告示第1号))の規定によるもので、当該部分が複数あるものに限る。)については、特殊消防用設備等に該当する場合がありますので留意すること。

なお、初動体制を円滑に行うために単に火災関連情報を表示するだけの設備が附加されているものは、特殊消防用設備等には、該当しないこと。

別紙 1

高層複合用途防火対象物における防火管理体制マニュアル (平成3年5月14日消防予第98号抜粋)

1 目的

このマニュアルは、高層複合用途建築物における防火管理の一環として、火災が発生した場合に従業員及び来客者（以下「従業員等」という。）の安全確保を図れるようにするために、適切に対応すべき防火管理体制の整備に関する指導方法を示すことを目的とする。

2 対象

このマニュアルの対象は、高さ 31mを超える高層建築物のうち、構成用途が主に事務所及び飲食店舗である複合用途防火対象物とする。

3 考え方

このマニュアルの基本的考え方は、火災発生時に自衛消防隊員（以下「隊員」という。）がとるべき対応事項を示すとともに、個々の防火対象物について建築構造、内装、消防防災設備等に応じて限界時間を設定し、この時間内に所要の対応事項が行われるかどうかを検証し、これによって防火管理体制の整備に資するものである。

4 対応事項

火災発生時に隊員が取るべき対応事項は、おおむね次のとおりであるが、個々の防火対象物の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

また、個々の対応事項の実施状況については、防災センター等で情報を一元化して管理する必要がある。

(1) 出火場所の確認

自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の受信機又は副受信機により出火場所を確認すること。

(2) 現場の確認

実際に出火場所に行き、現場の状況を確認すること。

(3) 消防機関への通報

電話又は非常通報装置により火災である旨を消防機関へ通報すること。

(4) 初期消火

消火器及び屋内消火栓（設置されている場合）により初期消火を行うこと。

(5) 区画の形成

防火戸及び防火シャッターを閉鎖して、出火区画（注1）、隣接区画（注2）、堅穴隣接区画（注3）の防火区画等（注4）を形成すること。

（注1）出火区画とは、出火場所を含む防火区画（各室ごとに防火区画をしているものを除く。以下同じ。）をいう。

（注2）隣接区画とは、出火区画と防火戸又は防火シャッターが設けられている開口部を介して接する防火区画をいう。

（注3）堅穴隣接区画とは、隣接区画となるいわゆる堅穴区画（エレベーター、エスカレーター等の部分及び一定のアトリウム（注5）に限ることとする。通常の階段室は除くこととするが、特に開口部が大きいなど特別な階段室については個別に検討することとする。）と防火戸又は防火シャッターが設けられている開口部を介して接している防火区画をいう。

(注4) 防火区画とは、建基令第112条に定める基準により設けた区画のほか、耐火構造の区画を形成するものも含むものとする。

(注5) アトリウム空間が存在する場合のアトリウム空間及びアトリウム空間に面する開口部を有する区画については、アトリウム空間に面する開口部の構造により次により取り扱う。

	アトリウム空間に面する開口部の構造	出火区画に隣接するアトリウム空間の取り扱い方	出火区画以外のアトリウム空間に面する開口部を有する区画の取り扱い方
1	防火シャッター（特定防火設備）	隣接区画とする	堅穴隣接区画とする
2	防火シャッター以外の防火戸（特定防火設備、はめ殺しでない防火設備）		
3	はめ殺し網入りガラス（防火設備）	隣接区画としない（開口部について耐火構造の壁と同等に扱う）	堅穴隣接区画としない
4	防火シャッター（特定防火設備）＋はめ殺しガラス		

(6) 情報伝達及び避難誘導

- ① 火災を確認後、従業員等及び隊員に火災である旨及び避難すべき旨を伝達・指示するとともに、従業員等を安全な場所へ避難させること。
- ② 火災による煙等の拡散を防ぐため、排煙設備を作動させるとともに、空調設備を停止させること。

(7) 消防隊への情報提供

消防隊の活動が効率的に行われるよう、消防隊に対し情報の提供を行うこと。

5 限界時間の設定

火災の比較的早期に火煙が危険なレベルに達することが想定される出火区画、隣接区画及び堅穴隣接区画に限界時間を設定するものとする。

出火場所の感知器の発報から、出火区画内が危険なレベルに達すると想定されるまでの時間を「出火区画の限界時間」、隣接区画内が危険なレベルに達すると想定されるまでの時間を「隣接区画の限界時間」、堅穴隣接区画が危険なレベルに達すると想定されるまでの時間を「堅穴隣接区画の限界時間」とする。

5.1 出火区画の限界時間

出火区画の限界時間（ T_f ）は、当該建築物の条件により、次表のとおりとする。

条 件		スプリンクラー設備設置の場合（注6）	スプリンクラー設備設置でない場合
出火区画の基準時間（ T_{f1} ）	内装制限がなされている場合（注7）	9分	6分
	内装制限がなされていない場合		3分
延長時間（ T_{f2} ）	6(4)の初期消火において屋内消火栓設備を使用する場合	—	1分
出火区画の限界時間 $T_f = T_{f1} + T_{f2}$			

(注6) 「スプリンクラー設備設置の場合」には、消防法施行規則第13条第3項に基づきスプリンクラー設備のヘッドが設置されていない部分がある場合を含むものとする。(以下同じ。)

(注7) 内装制限がなされている場合とは、建築基準法施行令第129条第1項、第5項及び第6項の基準により、又は基準の例により居室及び通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げがなされている場合をいう。

5.2 隣接区画の限界時間

隣接区画の限界時間 (T_n) は、当該建築物の条件により、次表のとおりとする。

条 件		スプリンクラー設備設置の場合	スプリンクラー設備設置でない場合
隣接区画の基準時間 (T_{n1})		$T_f: (9分) + 3分$	$T_f: (3\sim 7分) + 2分$
隣接区画の延長時間 (T_{n2})	区画を構成する防火戸が全て扉形式の甲種防火戸又は遮煙性能を有する防火シャッターである場合	1分	1分
隣接区画の限界時間 $T_n = T_{n1} + T_{n2}$			

5.3 堅穴隣接区画の限界時間

堅穴隣接区画の限界時間については、次表のとおりとする。

条 件	スプリンクラー設備設置の場合	スプリンクラー設備設置でない場合
堅穴隣接区画の限界時間 (T_n)	$T_f: (9分) + 8分$	$T_f: (3\sim 7分) + 6分$

6 訓練・検証に当たっての対応事項の実施方法

訓練及び検証に当たっての対応事項の実施方法は、おおむね次のとおりであるが、個々の防火対象物の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

検証を行う際には、避難誘導の指示があった時点から避難所要時間の経過後までに、逃げ遅れの確認、防火戸等の最終的な閉鎖、隊員の避難等を行うものとする。

(1) 出火場所の確認

- ① 火災が発生した場合に避難が困難となると想定される階、確認に要する時間が長くなると想定される階等を出火点と想定し、出火点に最も近い場所に設置されている感知器を発報させ、自火報を作動させる。この時、出火点の周囲に旗等の目印を設置しておく。
- ② 隊員は正規に勤務する場所（防災センター、各階の事務室等）に待機しているものとする。
- ③ 受信機又は副受信機で火災表示が点灯した場所を警戒区域一覧図と照合し、自火報発報場所を確認する。

(2) 現場の確認

- ① 受信機又は副受信機で出火場所を確認した者は、自ら又は他の隊員に指示（放送設備、肉声、電話、無線機等を用いて）して、発報した感知器の設置されている場所に行き、火災発生の有無を確認する動作を行う。

② 火災発生の確認をした者は、その場で「火事だー！」と2回叫ぶ。

③ 隊員の移動の際のエレベーターの使用については、次による。

ア 非常用エレベーターは、使用できるものとする。

イ 常用エレベーターは、停電時最寄り階停止装置付きのものに限り使用できるものとする。

この場合、火災発生の確認を行う隊員は、出火区画の直下階まではエレベーターを使用できるが、それより上階へは階段を利用しなければならないものとする。

(3) 消防機関への通報

① 対応計画上通報を行うこととされている者が、消防機関への模擬通報を行う。この場合事前に了解を得て、実際に消防機関へ連絡することが望ましいが、訓練用の電話機、内線電話等を利用することでもよい。

② 非常通報装置が設置されている場合には、非常通報装置の起動用押しボタンを押す動作を行い（事前に消防機関の了解を得た場合は、実際に押しボタンを押す。）③は省略できるものとする。

なお、ボタンを押す時点の判断については、非常通報装置と自火報の作動が連動されている場合にあつては現場確認後とし、非常通報装置と自火報の作動が連動されていない場合にあつては④によるものとする。

③ 消防機関への模擬通報の内容は、おおむね次のとおりとする。なお、検証の際には通報内容の細部にこだわらず、おおむね必要事項が通報されていることを確認すればよいものとする。

通報者 119番をする。

消防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」

通報者 「火事です。」

消防 「場所はどこですか。」

通報者 「〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号〇〇ビルです。」

消防 「その〇〇ビルは何階建てですか。燃えているところは何階ですか。」

通報者 「〇階建ての〇階が燃えています。」

消防 「近所に目標となる建物がありますか。」

通報者 「〇〇〇〇〇〇〇〇」

消防 「わかりました。すぐいきます。」

④ 消防機関への通報を、現場確認の後にするか、自火報発報後直ちにするかについては、当該防火対象物の非火災報対策の進捗状況と消防機関の指導の実態から、消防機関がそれぞれ判断するものとする。

(4) 初期消火

① 模擬初期消火は、消火器及び屋内消火栓を用いて行うものとする。（屋内消火栓設備が設置されていない場合には、消火器の操作のみを行う。）

② 消火器は、消火薬剤を実際に放出するか、放出のための動作を行った上で放出体勢を取り、15秒間維持する。

③ 屋内消火栓は、放出のための動作をおこなった上で放水体勢を取り、30秒以上維持する。消火開始までの操作は、2人以上（注8）で実施することとする。

（注8）2号消火栓を使用する場合は、1人操作でもよい。

(5) 区画の形成

① 出火区画、隣接区画及び堅穴隣接区画を構成する防火戸は、火災により温度が急激に上昇した場合又は煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸であっても自動閉鎖を待つことなく従業員等の避難終了後直ちに閉鎖する。

なお、従業員等が避難を行う前に、防火戸、防火シャッターが煙により自動的に閉鎖される場合があるので、その際の避難誘導についても考慮すること。

- ② 上記以外の箇所の防火戸で堅穴区画又は水平区画を形成するものは、火災により煙が発生した場合自動的に閉鎖する構造の防火戸にあっては、閉鎖障害がないことを確認すれば足りることとし、その他の防火戸にあっては、手動で閉鎖する。
- ③ エレベーターは、火災発生後の早い時点で従業員が避難階に呼び戻す。
- ④ エレベーター前に防煙のための区画がある場合には、エレベーターを使用停止にしたことを確認した上で直ちに区画を形成する。
- ⑤ エスカレーターを囲む堅穴区画については、それぞれに隊員を配置し、エスカレーターに乗っている従業員等に対してエスカレーターを停止する旨を大声で知らせた上でエスカレーターを停止させ、従業員等を区画から避難させた後直ちに区画を形成する。

(6) 情報伝達及び避難誘導等

- ① 火災発生の情報伝達は、火災時の混乱を防止するため、原則として隊員に周知した後に、隊員以外の者に行うこととし、その具体的な方法は次による。
 - ア 隊員への情報伝達は、館内電話、放送設備等を用いて、火災の発生によって、従業員以外の者の行動に混乱が起きる以前に速やかに知らせる。
 - イ 隊員以外の者への情報伝達は、非常放送設備を用いて行い、全館に知らせることとするが、その際の文例については、次のとおりとし、2回以上繰り返すものとする。(当該防火対象物の独自の文例、方法がある場合にはそれによることとする。) また、放送の間に、適宜、警報音を挿入することとする。

(ア) 出火階及びその上下階への情報伝達文例（特別避難階段又は屋外避難階段が全くない場合は全館に放送する。）

「ただ今、〇階〇〇で火災が発生しました。消火作業を行っています。誘導員の指示にしたがって落ち着いて避難を行って下さい。」

(イ) その他への情報伝達文例

「ただ今、〇階〇〇で火災が発生しました。消火作業を行っています。危険が迫っている状況ではありませんので、次の放送があるまで待機して下さい。」

- ② 避難誘導は、出火区画の避難誘導を優先し、次に隣接区画、火災階の上階の堅穴隣接区画の避難誘導を行うことを原則として、その後に下階の堅穴隣接区画の避難誘導を行うものとする。
 - ア 各階の避難開始は、非常放送又は各階の責任者の避難指示によるものとする。
 - イ 事前に計画された階段及び避難通路への避難誘導を行うこととするが、火点に最も近い階段には避難誘導しないこととする（階段室が直接出火区画に面していない場合は除く。）。
 - ウ 誘導係員は、所定の計画にしたがって従業員等を誘導する。
 - エ 誘導終了後、各室に逃げ遅れがないかを確認する。
 - オ 避難終了後、階段室等の防火戸、防火シャッター、くぐり戸等の閉鎖を確実にを行う。
- ③ 出火点の直近の排煙設備及び出火点直近の特別避難階段の附室の排煙設備（出火階に限る。）を出火後速やかに起動させる。
- ④ 空調設備は直ちに停止する。

(7) 消防隊への情報提供

消防隊員に対しおおむね次の内容の情報を提供する。

- ・ 出火場所 「〇階の〇〇〇〇」
- ・ 避難の状況 「〇～〇階（出火階等）の避難状況は〇〇です。」
- ・ 自衛消防活動状況 「現在、自衛消防隊は〇～〇階の避難誘導と消火活動を行っています。」

7 検証

(1) 検証の範囲

検証範囲は、特別避難階段が存する場合又は基準階が堅穴部分を除き2以上の防火区画に区画されている場合は、出火階及びその上下階とし、その他の場合は全館を対象とする。

(2) 検証の方法

個々の防火対象物の通常の勤務態勢において、自火報発報以降の対応を6のとおり行った結果、自火報発報から、出火区画での対応事項完了（注9）までに要した時間を R_{tf} 、隣接区画での対応事項完了（注10）までに要した時間を R_{tn} 、堅穴隣接区画での対応事項完了（注11）までに要した時間を R_{tu} 、とした場合

$$R_{tf} \leq T_f、R_{tn} \leq T_n \text{ かつ } R_{tu} \leq T_u$$

であること。（出火区画、隣接区画、堅穴隣接区画それぞれの対応事項完了までに要した時間すべてが、出火区画、隣接区画、堅穴隣接区画それぞれの限界時間に収まること。）を確認すること。

（注9）出火区画での対応事項完了とは、6の(1)から(6)までの対応事項のうち出火区画に係る部分の完了をいう。

（注10）隣接区画での対応事項完了とは、6の(2)から(6)までの対応事項のうち隣接区画に係る部分の完了をいう。

（注11）堅穴隣接区画での対応事項完了とは、6の(2)から(6)までの対応事項のうち堅穴隣接区画に係る部分の完了をいう。

別紙2

出火区画等での各対応事項所要時間

防災センター要員が行う出火区画等での各対応事項については、次の表の数値を参考として、所要時間の算出を行うこと。

対応事項項目		所要時間
移動時間	防災センター要員の水平移動 (現場駆け付け時に水平移動する速度) 2 m/秒	—
	防災センター要員の階段昇降時間 上り：H/0.32 (m/秒) 下り：H/0.40 (m/秒) (H：垂直移動距離 (m))	—
	非常用エレベーターの昇降速度 (設置される非常用エレベーターが目的階に到着するまでに要する時間は、下式で算出する。) $\frac{(1 \text{ 階層の高さ}) \times (\text{階数} - 1)}{\text{エレベーターの速度 (m/分)} / 60 \text{ 秒 (秒速を求めるため)}}$	—
総合操作盤の発報表示箇所の確認時間 (防災LCD等により発報箇所を確認するのに要する時間)		20秒
役割分担の指示、携行品の準備等に要する時間 (消火器、マスターキー、非常用エレベーター消防運転専用キー)		20秒
非常用エレベーターに乗り込んでから動き出すまでの時間 (専用キーを差し込んでONにし、エレベーターの扉が閉まって動きだすまでの時間)		10秒
非常用エレベーターが目的階に到着し、扉が開いて降りるまでの時間 (消防運転を解除、防災センターへ連絡する。)		10秒
火点を探す時間 (警戒区域内の鳴動箇所を確認する。)		20秒
非常電話等で現場の状況を防災センターへ連絡するのに要する時間		20秒
消火器による消火時間		15秒
屋内消火栓設備等を延長するための準備に要する時間		20秒
屋内消火栓設備による消火時間		30秒
防火区画の形成及び避難状況の確認に要する時間 (出火場所を含む防火区画を1周する歩行距離をYmとし、防火区画を形成している防火扉、防火シャッター等が煙感知器等の作動の有無の確認に要する時間 (作動していない場合の手動閉鎖及び障害物の除去等を行う時間を含む。)) は下式で算出する。 $Ym / \text{歩行速度 (0.5m/秒)}$ ※複数人の場合は、分担して行える。		—
排煙設備の起動に要する時間 (起動装置までの移動時間を含む。)		20秒
その他 (防災センター勤務員が、仮眠室で仮眠中の勤務員を起こすような場合) ア 防災センターから仮眠室へ連絡 イ 仮眠状態から行動開始		20秒 15秒

別紙3

遠隔監視システム等における火災通報の取扱い

(昭和62年8月10日付け消防予第134号)

自動火災報知設備の発報の後、火災確認を行う前にできるだけ早期に通報することは、火災の早期覚知の観点から本来望ましいものであり、消防機関としても、将来の目標として、防火対象物に設置された自動火災報知設備と消防機関とを通信回線で直結し、火災が発生した場合に自動的に通報することにより、消防機関が迅速かつ機動的に対応することができる「火災情報等の自動通報システム」の構築を図ることを検討していく必要がある。

また、先の松寿園火災等を契機として、社会福祉施設等災害弱者の入所する施設については、先行的に自動通報システムを導入することが検討されているところである。

一方、自動火災報知設備の火災情報を、まず、警備業者、第三セクター等の第三者機関に移報し、これらの機関の火災対応の一環として消防機関に通報する遠隔移報システムについては、これらの通報が火災確認を経ていない場合は、非火災報の発生確率からみて、消防法第24条に規定する「火災発見の通報」とはいいがたいものであり、非火災であった場合の消防対応についても困難な問題が存することが従来から指摘されてきたところである。

今般、これらの状況を踏まえ、かつ、技術的にも、適切な非火災報対策を施すことにより、非火災報の発生確率を相当程度縮減し得る見込みがたってきていることを考慮し、自動火災報知設備から直接消防機関へ通報される「直接通報」、自動火災報知設備から外部の第三者機関を介して火災確認を経ることなく消防機関に通報される「即時通報」に対する消防機関の当面の対応方針を下記のとおり定めることとしたので、内容御了知のうえ、貴管下市町村にもこの旨示達され、今後の消防対応の指針とするようよろしく御指導願いたい。

記

第1 「即時通報」及び「直接通報」を認めるための条件

夜間、休日等において無人となる防火対象物が、(1)及び(2)に掲げる条件を満たす場合には即時通報を、(1)及び(3)に掲げる条件を満たす場合には直接通報を、それぞれ認めるものとする。

(1) 共通の条件

- ① 自動火災報知設備について、十分な非火災報対策が講じられていること。
- ② 遅くとも消防隊到着後一定時間内に、警備業者、第三セクター等（以下「業者等」という。）で夜間、休日等の防火管理業務の委託を受けた者、又は防火対象物の関係者が現場に到着し、非火災である場合、真火災である場合、いずれにおいても適切な対応ができる体制がとられていること。
- ③ 事前の破壊消防への同意、自動火災報知設備連動解錠、又は業者等若しくは防火対象物の関係者による消防機関よりも早い現場到着等、消防隊が到着後速やかに自動火災報知設備の受信機に到着し、対応できる手段が確保されていること。
- ④ 自動火災報知設備の受信機からNTT回線へ移報する装置・機器が一定の性能を有し、適正な維持管理がなされているものであること。

(2) 即時通報に係る付加条件

以下に掲げる条件を満たす業者等に、火災確認、初期消火等の対応を委託し、これらの業者等から消防機関に通報がなされるものであること。

- ① 防火管理及び火災対応に関する十分な知識及び経験を有する者であること。
- ② 即時通報に適切に対応できる体制を有していること。
- ③ 自動火災報知設備から遠隔移報された火災情報を受信する機器等の維持管理が適正であること。

なお、①に掲げる条件については、昭和58年消防予第227号通知に示した教育担当者講習会の受講者を配置

すること等により担保するよう指導されたいこと。

(3) 直接通報に係る付加条件

(1)②の対応が適切に行えるよう、当該防火対象物の関係者の所在地へも、同時に移報するものであること。

第2 条件適合性に係る審査

(1) 第1に掲げる条件に適合しているか否かの審査は、即時通報又は直接通報を行おうとする防火対象物ごとに、各消防機関において行うものとする。

なお、第1(2)に掲げる業者等側の条件については、各消防機関において登録制度を設け、あらかじめ業者等ごとに審査を行い、条件に適合した業者等を登録しておくことができるものであること。

この場合において、当該登録を受けた業者等については、個別の防火対象物ごとの審査のうち、第1(2)に掲げる業者等側の条件についての審査を省略する等の便宜を与えることとされたいこと。

(2) 条件適合性に係る審査及び登録は、3年ごとに行うものとする。

ただし、3年の期限内であっても、条件に適合しないものであることが明らかとなった場合においては、即時通報又は直接通報を認める旨及び業者等の登録を取り消すこととして差し支えないものであること。

第3 運用方法

(1) 消防機関は、第1に掲げる条件についての適合性が証明されている防火対象物については即時通報及び直接通報を認めるが、この場合の出動等の対応については、当分の間、非火災であるかもしれないことを考慮した体制によって差し支えないものであること。

(2) 消防機関は、即時通報及び直接通報がなされた防火対象物については、真火災・非火災の別、非火災報の原因、業者等の対応状況等について調査を行い、その結果を非火災報対策の一層の充実、業者等への指導等に役立てることとする。

(3) 消防機関は、追って通知する調査・報告要領に基づき、第2(1)の登録に係る事項及び(2)の調査結果等を、定期的に、消防庁に報告するものとする。

第4 地域性の考慮

即時通報及び直接通報に係る消防機関の対応は、非火災報の発生確率、当該消防機関の管内の防火対象物数等により、異なっており当然であるため、各消防機関の実情により、以下に掲げる方法等により、適宜運用して差し支えないものであること。

(1) 即時通報及び直接通報を認める防火対象物を消防法第8条に規定する防火管理義務対象物に限り、又は、火災情報を移報する自動火災報知設備を消防法第17条により義務設置されたものに限る等、対象範囲の限定を行う。

(2) 適合すべき条件として、地域性を勘案した独自の条件を付加する。

(3) 即時通報又は直接通報を認める防火対象物の用途を当面限定し、又は即時通報に限って認める等、段階的な実施を図る。

第5 その他

今回の基準の設定にあたっては、無人化が進み、当面、即時通報及び直接通報に関する対応の明確化の必要性の高いものについて検討したものであるため、基本的に夜間、休日等においても有人であり、火災確認が容易である一般住宅等については、高齢者、身障者等に対する福祉対策の観点から考慮を含めて、今後検討することとするので、その結果が得られるまでの間は、各消防機関の実態に応じて、適宜、適切な対応を図られたいこと。

別紙4

遠隔移報等に関する要綱 <抜粋>

(平成元年4月26日制定)

(平成24年3月1日最近改正)

(趣旨)

第1 この要綱は、夜間、休日等において無人となる防火対象物の火災を早期に覚知することの目的から、遠隔移報システム等による火災通報を、一定条件を満たす場合に限り承認するに必要な事項について定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱における用語の意義は、次によるものとする。

1 即時通報

夜間、休日等において無人となる防火対象物に設置された自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の作動を、直接監視によらず電話回線等により移報する装置等を経て関係者等が遠隔監視している場合において、作動信号を受信した関係者等が現場を確認することなく当該内容を即時に119番通報することをいう。

2 直接通報

夜間、休日等において無人となる防火対象物に設置された自火報の作動信号を、直接監視によらず、かつ、遠隔監視もしていない場合において、当該作動信号を関係者等の手を経ないで火災通報装置により直接119番通報することをいう。

3 遠隔移報システム等

即時通報及び直接通報（以下「即時通報等」という。）を行うシステムをいう。

4 警備会社等

防火対象物における自火報の作動信号の受信等を受託している警備会社、ビルメンテナンス会社等の機関をいう。

5 関係者等

防火対象物の管理権原者及び当該防火対象物の事業所の従業員並びに当該防火対象物の管理権原者が、自火報の作動信号の受信等を警備会社等に委託している場合における当該警備会社等の従業員をいう。

6 現場派遣者

即時通報等を行った場合に、現場対応行動等の必要な活動を行うため、当該信号を発した防火対象物に出動する関係者等をいう。

7 承認

即時通報等を行おうとする防火対象物の管理権原者が事前にその旨の申請を行った場合に、所轄消防署長（以下「署長」という。）が当該申請内容を認めることをいう。

8 登録

警備会社等が即時通報に係る登録申請を行った場合に、消防局長（以下「局長」という。）が当該申請内容を認めることをいう。

(防火対象物の範囲)

第3 即時通報等を認める防火対象物は、次によるものとする。

1 夜間、休日等において無人となる防火対象物であること。

2 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の規定により、自火報が設置及び維持されている防火対象物であること。

- 3 防火対象物の全体（同一敷地内を含む。）にわたって承認申請がなされる防火対象物であること。ただし、防火対象物の一部から承認申請がなされる場合にあっても、当該防火対象物の全体から消防隊の進入に必要な破壊等の事前承諾が得られる等、一定の条件に適合するときは、この限りではないものとする。

（即時通報承認条件）

第4 即時通報は、次の条件を満たす場合に認めるものとする。

1 予防技術に関する事項

- (1) 自火報は、感知器の適材適所とともに、次のいずれかによる非火災報防止対策が講じられていること。

ア 蓄積式受信機の設置

イ 蓄積式中継器の設置

ウ 蓄積付加装置の設置

- (2) 即時通報に用いる機器等の設置及び維持管理が適正であること。

- (3) 防火管理が適正に行われていること。

2 消防活動に関する事項

- (1) 消防隊到着後20分以内に、関係者等が当該防火対象物に到着できるものであること。

- (2) 消防隊が現場到着後、速やかに自火報の受信機に到達できる対応として、次のいずれかの方策が講じられていること。

ア 当該防火対象物の関係者等による消防機関よりも早い現場到着

イ 消防隊による当該防火対象物の異常の有無を確認するために必要な破壊の事前承諾

ウ 自火報連動若しくは遠隔操作による出入口又はキーボックス等の解錠装置の設置。ただし、この場合であっても、その状況により進入に必要な破壊もやむを得ない場合があることの事前承諾

3 警備会社等に業務委託するものにあつては、当該警備会社等が、次に掲げる全ての事項に適合していること。

- (1) 即時通報に適切に対応できる体制を有していること。

- (2) 自火報から遠隔移報された火災情報を受信する機器等の設置及び維持管理が適正であること。

- (3) 警備会社等又はその営業所ごとに「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（昭和58年12月2日消防予第227号消防庁次長通知）に基づく教育担当者講習会の修了者（以下「教育担当者」という。）による組織的、計画的な防火・防災教育を実施していること。

（直接通報承認条件）

第5 直接通報は、次の条件を満たす場合に認めるものとする。

1 予防技術に関する事項

- (1) 第4-1-(1)及び(3)に適合するものであること。

- (2) 直接通報に用いる機器等は、法第17条の規定により又は当該規定に準じて設置される消防機関へ通報する火災報知設備のうち、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条第2項第1号に規定する火災通報装置で、同条第3項第1号の規定に適合するものとし、かつ、設置及び維持管理が適切であること。

2 消防活動に関する事項

第4-2に適合するものであること。

3 移報に関する事項

第4-2-(1)の対応が適切に行なえるよう、119番通報の後、当該防火対象物の関係者等の所在地へも速やかに移報（常時受信できる場所をあらかじめ2箇所以上指定）するものであること。

－以下省略－

別紙5

遠隔移報等に関する要綱の運用について <抜粋>

(平成元年4月26日付け消予第8号)

1 趣旨

「遠隔移報等に関する要綱」(平成元年4月26日消予第7号。以下「要綱」という。)第11の規定に基づき、即時通報及び直接通報の事務について、必要な事項を要綱の運用として定めるものである。

2 対応の基本方針

即時通報等の承認の諸対応は、自火報の非火災報防止対策の推進及び警備会社等の現場対応行動等の適正化の確保等を前提とし、防火対象物の防火管理対策の強化を期することを目的として実施することとする。

なお、これにより管理権原者及び防火管理者等の消防上の防火管理責任には、何らの変動もないものであること。

3 削除

4 防火対象物の範囲関係(要綱(以下省略)第3)

消防法(昭和23年法律第186号)第17条第1項に規定する自火報の義務設置対象物のほか、横浜市火災予防条例(昭和48年12月横浜市条例第70号)第51条第1項の規定による自火報の義務設置対象物が含まれるものであること。

5 即時通報承認通報関係(第4)

(1) 「即時通報に用いる機器等の設置が適正」とは、当面、自火報の作動信号は、受信機、中継器又は蓄積付加装置の移報端子によるもののほか、一般社団法人 日本火災報知器工業会の自主認定試験に合格した装置を用いるものであればよいものとする。

(2) 「防火管理が適正に行われていること」とは、防火管理者の選任及び消防計画の作成が適正に行われ、届出されていること(防火管理者選任義務の生じる防火対象物に限る。)、並びに避難施設及び防火設備の維持管理が適正であることをいうものであること。

(3) 現場派遣者が常時勤務する場所から当該防火対象物までの走行距離は、次の数値以内とする。

ア 車両(バイクを含む)・・・・・・・・・・10km

イ 自転車・・・・・・・・・・・・・・・・・・6km

ウ 徒歩・・・・・・・・・・・・・・・・・・3km

(4) 「必要な破壊の事前承諾」とは、承諾を得たことにより、無差別の破壊が可能であることを意味するものではなく、内部進入にあたり、諸対策を検討した結果、他に進入する手段が得られない場合において、やむを得ない手段として、施錠の破壊などの方策がとれるものであり、その対応には、慎重を期する必要があること。

(5) 「即時通報に適切に対応できる体制」とは、警備会社等が防火対象物に設置された自火報の作動信号を適切に受信し、消防機関へ確実な119番通報が確保でき、また、現場派遣者の数、車両の有無及び運行など十分な現場到着体制等が確立されているものをいうものであること。

(6) 「自火報から遠隔移報された火災情報を受信する機器等の設置及び維持管理が適正であること。」とは、機器等については、当面、警備会社等が現在、使用しているものでよいものとするが、維持管理に関してその製造会社等の職員等により定期的に機能点検が実施され、その結果が記録されている必要があるものであること。

(7) 「組織的、計画的な防火・防災教育を実施していること。」の確認は、講習修了証及び教育計画書により行うこと。

なお、教育計画書には、おおむね次に掲げる事項が満たされ、かつ、当該記載事項に基づく教育の実施状況について確認すること。

ア 即時通報制度の概要

イ 即時通報による119番通報要領

ウ 現場派遣者による、消防隊等への対応要領

エ 自火報復旧等の応急措置及び事故報告要領

- (8) 教育担当者が在籍していない警備会社等から登録申請があった場合については、「昭和58年12月2日消防予第227号消防庁次長通知」に基づく教育担当者講習会の受講申込を確認できる書類等の提出をもって教育担当者が在籍しているとみなすことができるものであること。この場合、受講後速やかに講習修了証を提出させる等により、受講した旨を確認すること。

—以下省略—